

会 議 録

1. 会議名	平成29年度第4回習志野市健康なまちづくり審議会
2. 開催日時	平成30年2月22日（木）13時30分から15時45分
3. 開催場所	保健会館 1階 検診室
4. 出席者	<p>委員：豊崎会長、鈴木副会長、栗原委員、櫛方委員、佐藤委員、田淵委員、佃委員、石川委員、吉見委員、柏木委員 （以上、10名）</p> <p>（欠席5名：山森委員、久保委員、長島委員、石丸委員、内山委員）</p> <p>事務局：健康福祉部 遠山部長、菅原次長、関口健康支援課長、仁王主幹、児玉主幹、中村主幹、塙主幹、森林主査、米納主任主事 都市環境部 志摩課長、滝係長、牧田主任主事 （以上、12名）</p> <p>オブザーバー：1名（習志野健康福祉センター） 傍聴者：2名</p>
5. 概要	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事 （1）受動喫煙を防止するための条例について（継続審議）</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>
6. 担当課	健康福祉部 健康支援課

会議の内容	<p>1. 開会 （豊崎会長） これより平成 29 年度第 4 回習志野市健康なまちづくり審議会を開会いたします。</p> <p>2. 議事 （豊崎会長） 本日は、前回までの審議内容、審議結果についてまとめた資料を確認しながら、前回保留、あるいは継続して審議することとした部分について議論をしていきたいと考えております。それでは、事務局より説明を</p>
-------	---

お願いいたします。

(関口健康支援課長)

《配布資料》

1. 資料1 (仮称) 屋外受動喫煙防止条例の基本的な考え方
2. 資料2
3. 資料3

《参考資料》

1. 参考資料1

本日お手元にお配りしました資料は、前回までの内容・結果をまとめた、資料1「(仮称)屋外受動喫煙防止条例」の基本的な考え方。また、これを補足する資料として、資料2、資料3をご用意いたしました。

次に、参考資料1として地図を配布しておりますが、こちらは後ほど「重点区域」の議論の際に御参考にしていただければと思います。

それでは、資料の内容につきまして順次御説明させていただきます。資料1を御覧ください。

まず、1番の「目的」でございます。この部分につきましては「受動喫煙を防止し、市民の健康を守る」という点に加え、上位の条例となる「健康なまちづくり条例」の趣旨を反映し「受動喫煙のないまちづくりの推進」という文言を盛り込んでおります。

続きまして、2番の「目的達成のための手段」でございます。これまで、言葉の言い回しが不要な誤解や混乱を生じさせているように見受けられましたので、これまで使用してきた表現を見直し、整理をしておりますが、それぞれが意味するところに大きな違いはございません。

一つ目が「周辺に人がいる場合の喫煙の禁止」でございます。これは、これまで使用してきた表現ですと「受動喫煙防止の義務」というものでございます。

二つ目が「公共の場所における喫煙の禁止」でございます。これは、これまで使用してきた表現ですと「喫煙の規制」というものでございます。なお「公共の場所」とは書いておりますが、いわゆる「重点区域」も含むものでございます。

三つ目が「受動喫煙させない社会環境の整備」でございます。これは、対策のされていない喫煙所の撤去・移設といった物理的、直接的なものだけでなく、啓発活動ですとか、健康教育といった部分を含みま

す。目的達成のために行うアプローチとして、この3つを実施していくということで整理をさせていただきました。

なお、一つ目については、義務のレベルをどうするのかという点で、改めて議論をするということとなっておりますので、規制のバランスといった観点から、二つ目と併せて御検討いただくため、別途資料を御用意しております。赤い枠線は、そういった意味で、前回保留となった部分等に付けておりますので、他の部分につきましてもそのように見ていただければと思います。

続きまして3番の「定義」でございます。この「定義」については、あくまで「本条例の中で使用する言葉の定義」ということで、一般的にどういった意味かを示したものではありませんので、その点は御留意ください。定義につきましては、これまであまり御議論いただいておりませんが、それぞれこのような意味合いで使用していきたいと考えております。

下から2行目の「公共の場所」については「不特定または多数の人が利用する場所」をどこまで含ませるかという点が、本日の検討事項の一つとなっております。

特に民有地でございますけれども、前回の会議では、例えば市民から見て「道路」だと認識される場所は、仮に民有地であっても、やはり対象とすべきだということでございました。その他の、いわゆる「公共性の高い民有地」について、どのような線引きをするのかという部分について、引き続き御審議いただければと思います。

なお、一番下の「喫煙所」の定義でございますけれども、これは本条例においてこういった喫煙所の設置を認めるという意味ではなく、あくまで「喫煙所」全般について定義付けをしたものとなっております。

裏面に移りまして、4番の「関係者に求めること」でございます。これは主に「目的達成のための手段」の3番「受動喫煙させない社会環境の整備」と関係してくる部分になります。「関係者」とは誰かということですが、これは、具体的に誰々ということよりも、市であったり、市民であったり、事業者であったり、あるいは、町会・自治会であったりと、社会を構成する様々な立場の方を想定しております。

また、あくまでも例示ではございますが、それぞれが具体的にどのようなことを指しているかということに記載しておりますので御覧ください。

続きまして、5番の「喫煙規制の対象となる場所」でございます。これ

は「目的達成のための手段」の 2 番「公共の場所における喫煙の禁止」の対象となる場所を示したものでございます。

一つ目は「公共の場所」。これは先程の定義と一致する部分。

二つ目は「重点区域」で、違反者に罰則を適用し、過料を徴収することを前提としたエリアとなります。前回までの会議で、市内 7 駅周辺と、学校など子どもが利用する施設の周辺道路について指定をすべき、ということで決定しております。その際、触れられてはおりませんでした。が、こどもセンターや、きらっ子ルームなど、小さなお子さんが利用することを目的とした施設につきましても、当然対象に含まれるだろうということで資料に記載をさせていただきました。

三つ目は「規制する場所」ではなく、反対に「喫煙を認める場所」ということで「適用除外」という項目を設けております。これにつきましては、これまで賛成・反対を問わず様々な御意見が出ておりましたので、そうした場所を設ける必要があるか否かを含めまして、改めて御検討いただければと思います。

続きまして、6 番の「実効性の担保」でございます。これについては、まず、違反者への指導や勧告などを行います。なお、ここで言う「違反者」とは、条例に反し喫煙をしてしまった人だけを指すのではなく、環境整備に協力しない場合なども対象となります。さらに、重点区域内での喫煙者には罰則を適用し、過料を科すということで決定をしております。

最後に、7 番の「条例の施行時期」でございますが、現在のところ、平成 30 年度中を目途に作業を進めているところでございます。

資料につきまして、不明な点がございましたらお答えいたしますのでよろしく願いいたします。なお、本日の検討事項となっている赤枠部分につきましては、この後、改めて御審議いただきますので、それ以外の部分でお願いできればと思います。

(豊崎会長)

それでは、今の説明について、御意見や御質問等いただきたいと考えております。いろいろな項目がございますので、一つずつ確認していきたいと思っております。

まずは「目的」について、御異議ございますか。御異議がないようでしたら、賛成の方は挙手をお願いします。

【挙手全員】

挙手全員ですので「目的」に関しましては御異議なしということで、この内容を盛り込んでまいります。

続きまして「目的達成のための手段」については、表現を見直して三つに整理されています。ただ、1、2番の赤枠については、後ほどまた検討していきたいと思います。「目標達成のための手段」について、御異議ございますか。

【なし】

御異議がないようでしたら、賛成の方は挙手をお願いします。

【挙手全員】

挙手全員ですので「目的達成のための手段」については、御異議がないということで、このまま進めさせていただきます。赤枠部分については、後ほど詳しく検討していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして「定義」についてです。基本的には、条例をどう書くかという部分かと思しますので、特に審議は行ってまいりませんでした。御異議ございますか。

この赤枠の「不特定または多数の人が利用する場所」ということに関しましては、後ほど検討したいと思います。

御異議ないようでしたら、このまま進めさせていただきます。よろしいですか。

【異議なし】

それでは、続きまして「関係者に求めること」について確認いたします。大丈夫でしょうか。栗原先生、何か問題ありませんか。

(栗原委員)

これから話し合うことにもなってくるんですが、関係者の中で、飲食店関係の人の取り扱いが難しくなると思うんですけど、それはまた後で

出てくると思いますので、よろしいかと思ひます。

(豊崎会長)

このへんは適用除外のところも含めて、たぶん少し議論になるかと思ひます。よろしいでしょうか。では、次に移ります。

問題になるのは次の「喫煙規制の対象となる場所」です。赤枠部分について議論していきたいと思ひます。

まず「公共の場所」と「重点区域」で喫煙を禁止するというこゝでまとめております。また「重点区域」は罰則を適用して過料を徴収する場所ということでございます。

「公共の場所」につきましては、保留になっている場所がありましたので、現時点で決まっている部分について資料にまとめていただきました。この内容について、御意見、御質問ございますでしょうか。また、「適用除外」の項目につきましては、後ほど改めて議論してまいりたいと思ひます。

重点区域の中で「大学」のところには赤枠が付いていますので、事務局から説明していただけますか。

(関口健康支援課長)

前回、受動喫煙の影響の大きい場所に、大学も含めるといふお話しもありましたが、高校までは未成年者ということ、御異論ないと思ひますが、大学といふと、大学生自身がたばこを吸える年齢になり、高校生までとは違ふような内容になろうかと思ひます。そこで、受動喫煙の影響の大きい場所に、大学を含めた方がよいのか、外した方がよいのかといふ部分の整理をしていただければと思ひています。

(豊崎会長)

大学生の喫煙者、かなり多いので、その辺十分検討する必要があると思ひます。御意見等ございますか。

(栗原委員)

大学は、小学校、中学校、高校と違つて、自治といふものが非常に重要視されている場所だと思ひます。大学の学長を始めとして大学関係者が受動喫煙や健康に関してどのように考へているかといふことが非常に重要になってくると思ひます。

大学に関しては、大学の自治にある程度任せるという形でも良いかと思えます。ただ、その周りの周辺道路は当然公共の場所になってきますので、あくまでも「学内」という形は大学に任せる、という考えが良いのではないかなと思っております。

(豊崎会長)

学内は大学の方針に任せて、その周辺道路に関しては、他の学校と同様にということですね。

(榎方委員)

病院というのは入ってないですか。病院の周りってというのは、これは構わないんですか。

(豊崎会長)

病院は原則、禁煙になっているので、病院の周りの道路ということですよ。これに関してはどうでしょうか。基本的に同じレベルとは思いますが。

(事務局米納)

整理をさせていただきますと、現時点で配布した資料に関しましては、前回の会議までの内容をまとめたものになります。

また、それぞれの施設については、施設内を禁煙にするかということではなく、施設周辺の道路に過料をかけた形で規制をするかどうか。病院の周りについても同様に扱うのかどうかというところで整理をしていただければと思います。

(石川委員)

この学校周辺の道路というのは、中学校だったらその中学校の敷地の一番内側を取り囲んでいる道路と考えてよろしいですね。

(豊崎会長)

前回の審議会では周りの道路ということで意見は一致しているかと思えます。周辺と言っても、一本離れた周りの道路ではなく、学校を取り囲む道路というのが基本的な考えだと認識しています。皆さんそれで大丈夫ですよ。

それから、病院周辺を重点区域とするのか。前回、病院は重点区域に入っていないでしたね。

(関口健康支援課長)

なぜ学校周辺を重点区域としたのかというと、やはり子どもを守るという観点で対象にしたものですので、病院とはまた違ってくるのかなということがあります。

(栗原委員)

さっき言ったのは、大学構内の話であって、周りを全部過料にしてしまうのはちょっと行き過ぎかなという感じはします。

病院はやっぱり大人の方も多いので、子どもを守るという観点とはちょっと意味合いが違うかなと思います。大学や病院の周辺道路は重点区域には入れなくても大丈夫かなと思います。

(豊崎会長)

それでは、大学、病院の周辺道路は重点区域には入れない、ということで皆さんよろしいでしょうか。

【異議なし】

御異議がなければ、そういうことで。それで、この前はこどもセンターやきらっ子ルームの話はしていませんでしたが、先ほどの考え方からすれば当然、子どもを守るという意味でも重点区域ということで入れていただいても良いのではないかと思います。皆さん、その点について御意見ありますでしょうか。

【なし】

それでは「重点区域」について、皆さん意見が一致しているということで次に進みますが、この赤枠の部分に関しましてはまた後ほど議論したいと思います。

続きまして「実効性の担保」について、御異議ございますか。

【なし】

御異議がないようでしたら進めさせていただきます。

次に、重点区域の中で船橋市と習志野市の市域をまたぐJR津田沼駅の場合、船橋市の条例と習志野市の条例の関係について、事務局の方でどのようにお考えか御説明をお願いします。

(関口健康支援課長)

市域をまたぐJR津田沼駅については、事前に船橋市と協議をし、船橋市域では過料を取らないが、習志野市域では過料を取るということのないようにしていきたいと考えています。

(事務局米納)

補足いたします。船橋市の場合は、船橋市全域に路上喫煙禁止の努力義務を課しています。また、船橋駅周辺と西船橋駅周辺だけが重点地区となっております。習志野市が条例を制定した場合に船橋市がそれをどのように考えるかというところはもちろん出てくるかとは思いますが。

(豊崎会長)

ちょっとお聞きしたいのですが、市境にある学校ってないんですか。他市に接しているような学校。

(事務局米納)

東習志野八丁目のところ、八千代市との市境に八千代市の幼稚園、小中学校があります。

(豊崎会長)

そういう微妙な境界の所がいくつかあるようですが、それに関しては隣接の市と協議ということになるかと思えます。

続いて、指導と罰則について、何か皆さん御意見ありますでしょうか。

(栗原委員)

過料の金額は、この後また検討するという形ですか。

(関口健康支援課長)

過料の金額まではこの審議会で決定するという事は考えておりません。他市では 2 千円の過料を取っていますので、それに合わせていきたいと考えております。

(豊崎会長)

そうですね。周辺と金額がずれているといろいろ複雑になってしまうと思います。それは市の方で検討していただければ良いかと思います。過料に関して皆さん、そういう方針でよろしいですか。

指導についてはいかがですか。この「指導に従わず、改善しない場合は、勧告や措置命令などを行う」と、結構強くなっています。それに関してなにかありますか。

(関口健康支援課長)

この指導については、例えば、コンビニなどに灰皿等を設置し、それが道路を通る人に影響を与えるような場合、そういうときにコンビニの事業者に対して注意、指導ができるということです。

(豊崎会長)

「指導等」、「罰則」に関して皆さん御意見ございますでしょうか。

【なし】

ないようでしたら先に進みます。

最後の「条例の施行時期」についてですが、これについては特に御意見等はないと思いますので省略させていただきます。

では、本日のテーマであります、未決定事項の検討に入りたいと思います。概要を申し上げますと、一つ目が、先ほどの資料 1 の方ですね。これまで「受動喫煙防止義務」と呼んでいた部分です。

二つ目が、公共の場所について「不特定または多数の人が利用する場所」に何を含むべきか。

三つ目が、適用除外。つまり「喫煙を認める場所」ですね。これをどうするか。

この 3 点が、前回までの議論になっていて解答が出ていないところです。また、三つ目に関しましては、一つ目をどうするかということにも大きく関わってくるかと思っております。つまり、もし喫煙を禁止しない場所

があるならば、わざわざ「適用除外」として特別に場所を用意する必要はありませんから、こういったことも含めて検討しなければならないかと思えます。

それでは、まず一つ目。周辺に人がいる場合の喫煙の禁止、つまり「受動喫煙防止義務」について検討します。これについては、資料を御用意いただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

(関口健康支援課長)

「受動喫煙防止義務」つまり、周辺に人がいる場合の喫煙の禁止についてですが、条例全体の規制バランスもございますので「喫煙の規制」つまり、公共の場所における喫煙の禁止とあわせて資料を作成いたしました。

資料2をご覧ください。○・×の表ですが、いわゆる「受動喫煙防止の義務」と「喫煙の規制」の組み合わせについて、それぞれ喫煙者がいる場合と、その状況ごとに喫煙が可能か否かを○・×で表したものです。なお、これまでの審議結果を踏まえますと、公共の場所における喫煙の禁止を実施すること、また、重点区域内での違反には過料を科すこと、この2点は決定しておりますので、少なくともパターンDは除外され、パターンBも外れてきますが、判断材料の一つとして活用して頂ければと思います。

続いて、資料3をご覧ください。左側の1、2、3は義務のレベルごとにイメージを並べてみました。これまでの会議では、本条例の趣旨を踏まえて、1の義務が妥当であろうという御意見が中心だったかと思えます。1と3は比較的分かり易いのですが、2の配慮義務については、基本的にすべてが任意である「努力義務」と異なり、具体的な措置・対策を行うことが求められるものの、どの程度の措置が妥当かという明確な基準がございませんので、○か×か、というのが非常に難しくなってきます。

続いて、右側を御覧ください。こちらのイメージ図は、1の「受動喫煙をさせてはならない」と、もう一つの規制である「公共の場所で喫煙をしてはならない」を組み合わせた場合にどのようなイメージになるのかを示したものです。なお、左下、緑色で囲った例は「公共の場所にいる人に受動喫煙をさせてはならない」と、多少限定的にした場合のイメージとなっております。資料の説明は以上です。

(菅原健康福祉部次長)

もう少し具体的に一つひとつ、担当の方から説明させます。

(事務局米納)

資料2については、この表自体が、一つ目の規制である「周囲に人がいる場合の喫煙禁止」と、二つ目の規制である「公共の場所での喫煙の禁止」をそれぞれ組み合わせた場合に、どのような喫煙の規制がかかるかというものを表にまとめたものとなっております。

パターンAが一番厳しく、重点区域でもなく公共の場所でもない場所、典型的な場所と言えば個人宅の庭。個人宅の庭では、周囲に人がいなければ吸ってもいい。ただし、周囲に人がいる場合は吸えないという形になっている。重点区域に関しては、人がいようが、いまいが喫煙したら過料がかかってくる。

公共の場所に関しても、公共の場所全体が喫煙禁止ということで決めていただいていますので両方とも×になる。ただ、過料はかからないという見方になります。

続きまして、パターンBでございます。一つ目の規制と二つ目の規制と、両方かけるというものではございますが、二つ目の公共の場所での喫煙の禁止を重点区域だけに限った場合、という前提のものになっています。ですので、公共の場所で人がいない場合であれば○になっていて、重点区域に関してはお決めいただいたとおり、過料がかかるというかたちです。

左下、パターンCにつきましては、周囲に人がいる場合の喫煙禁止、こちらを無しにして公共の場所での喫煙禁止だけをかける場合です。こちらに関しては、基本的に左から二つ×になっていて、個人宅の庭で吸う場合はどのような状況であっても、周囲に人がいても喫煙しても大丈夫だよという規定になります。

パターンDは、逆に、周囲に人がいる場合の喫煙禁止だけをかけて、公共の場所での喫煙禁止をかけないよというパターン。こちらですと、周囲に人がいる場合はどこの場所であっても吸っちゃだめだよというかたちになります。ただ、こちらに関しては過料を科すことが難しいというところですよ。

続いて資料3について御説明いたします。

こちらについては、それぞれのイメージ図の下に簡単な説明を書かせていただいております。

左側の 6 個に関しましてはそれぞれ、義務なのか、配慮義務なのか、努力義務なのかを示したものになっています。右側については、この一番左上の「義務」のものと「公共の場所で喫煙をしてはならない」を組み合わせた場合に、それぞれの状況でこんなふうになるのかというイメージを示したものです。○は喫煙可能。×は喫煙不可になります。

①につきましては、御自宅の庭で喫煙をしていました。近くに人はいないので○です。

②につきましては、喫煙をした場所が道路です。近くに人はいないが道路は公共の場所なので、これは×です。

③につきましては、個人宅の庭で喫煙しています。ただ、庭には喫煙室が用意してあって煙は外に漏れていません。受動喫煙にはならないということなので、これは○です。

④につきましては、個人宅の庭にお子さんがいました。喫煙者は道路で吸っています。これは道路なので、やはり公共の場所ですから×です。

左下を飛ばして⑤です。こちらも、道路上で喫煙をしています。横に子どもがいます。これについては、道路なので×です。

左側の、緑枠のものだけ特殊で「受動喫煙をさせてはならない」の義務に「公共の場所にいる人に、受動喫煙をさせてはならない」と制限をかけた場合は、個人宅の庭で吸っている限りは隣にお子さんですとか、御家族なり御友人なりいる場合であっても喫煙ができるということになるかと思えます。

(豊崎会長)

ちょっと解りづらい図だったんですけど、今の説明でクリアになったのではないかと思います。皆さんの御意見を伺いたいと思います。前回までの審議ではパターンAですね。いかがでしょうか。

(柏木委員)

私が聞いた話では、法令は家庭内には及ばないという、法律か何かあると思うんです。ということは、個人の庭で喫煙をしていて、近くの道路に子ども達がいた場合に、吸ってはダメだよというわけにはいかないと思うんですよね。そう考えますと、パターンCが一番これに近いんじゃないかなと私はそんな気がしますが。

(櫛方委員)

自分の庭で、家族の方が吸うならしょうがないかなとは思いますが、そのぐらいは許してあげないと大変なのかなという気がします。ご自宅の庭でちょっと吸いたいなというときぐらいは、心情的には許してあげても良いという気はします。

(豊崎会長)

先ほどの御意見にあったように、個人宅の場合は法律とか条例とかが及ばないということに関しては、それは及びますよね。ものによっては。

(事務局米納)

個人宅には法律や条例が及ばないということに関しては、現行法的にはそのような発想はないと、少なくとも私はみています。

(石川委員)

私が思うに、この条例がより徹底されて有効なものになっていくためには、あまり民有地にまで入らない方がいいのではないかと思います。個人宅の庭、そういう所まではかけない方がよろしいかなと思います。

(鈴木副会長)

混乱させてしまうようだったら申し訳ないのですが、確認です。今の話だと例えば、学校の目の前にお家の方が、喫煙される場合どれにあたるんですか。要するに学校の前の道路の向かい側の家は重点区域に含まれるのですか。

(豊崎会長)

個人宅なのでそれ以外の場所です。

(鈴木副会長)

理解しました。

(豊崎会長)

だいたい皆さんの考え方は決まっていますでしょうか。挙手で確認してよろしいですか。たぶん、皆さんの今のお考えですと、Cのパターンと

いう御意見があったかと思えます。Cのパターンで、よろしいでしょうか。御意見ないようでしたら、賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

全員がCのパターンということで。個人宅の場合は、周辺に人がいても、いなくても喫煙は可。ということでいきたいと思えます。ただ、個人という場合、次の「適用除外」と「公共の場所」というのに少し触れるところがありますので、またそのへんに関しましては後でもう少しお話しをしていきたいと思えます。

続きまして、公共の場所のうち「不特定または多数の人が利用する場所」について、どういった場所を対象とするのか検討を行いたいと思えます。

つまり、公共性の高い民有地について、個人が自分で使用しているような場所ではなくて、不特定多数が利用することを前提としている民有地、これをどうするかということに関しまして、少し議論したいと思えます。

たぶん、一番問題となるのがコンビニですとか、そういったところになると思えます。この前の関係者の方のヒアリングですと分煙してきちんと吸える場所をつくっておいてほしいというような意見の方もいらしたと思えます。これに関しましてはいかがでしょうか。次の「適用除外」というところにも少し絡むところでもありますね。皆さん、御意見はございますか。

（遠山健康福祉部長）

この、一部喫煙を認める場所ということを考えるのに、先ほどの「不特定または多数の方が利用する場所」と、ちょっと分けていただいて。

なぜ、一部喫煙を認める場所を置くか、置かないかという御議論をいただくかというのは、いくつかの事業者、商工会議所とのヒアリングの際に多く出てきた意見、これを審議会としてしっかりと拾い上げるかどうかということだと思えます。

我々はなにも、どこでも吸いたいわけじゃない、ただ、吸える場所はどこかに用意してくれと。それは路上であっても、公園、そのような、本来は禁止だけど、しっかりと吸える場所を用意していただきたいと。であれば、我々は路上を歩きながら吸うわけでもないし、基本的にダメ

な学校の周りでわざと吸うわけでもないしと。そのような意見を、この審議会の中で拾い上げて、いわゆる「共存」みたいな形を答申として生かし、それを条例の中に規定をしていくか。これがまったくないと、後付するのはかなり難しい。一度、条例として規定してしまいますと、後付けするためには、条例を変更するという手続きが必要になります。これは、行政上の手間の部分ですけど、そんなところも少し、御参考にしていただければと。

(豊崎会長)

ヒアリングでも確かに、喫煙所の設置や、分煙できるような配慮をとという要望がございました。要するに、公共の場所、喫煙を禁止している場所もしくは重点区域に喫煙所の設置を許可するかどうか。これは、あくまでも市だけではなくて、民間がということも考慮していかなければいけないと思います。たぶん、市が設置するということは基本的にはないと思いますので。民間がそこに設置するということも含めて、まずその点で御意見をいただきたいと思います。

新たに分煙できるようなスペースをつくるかどうかですね。それを許可するかどうかという点に関しましてはいかがでしょうか。あくまでもこれは、喫煙を禁止されている区域ですね。禁止されていない区域では喫煙しても良いわけですから。

(櫛方委員)

喫煙を禁止している区域はダメだと私は思うんです。実際、千代田区とか中央区ですか、あれは区で設置しているんですかね。かなり遠くから臭って、煙も見えているんですよ。あんまり広くない所にいっぱい入って吸っているんです。そこから漏れる煙っていったら、もちろん公共の道路にバンバンいくし。

それと、モリシアでたばこを吸える場所を作っていて、1か所あるんですよね、喫煙所が。そこに人が結構流れていくのは見ました。だから、たばこの販売店やコンビニとかの駐車場の一画につくるしかないんじゃないかなって考えるんですけど。

(豊崎会長)

モリシアの喫煙所というのは、駅からちょっと離れた場所に。

(榎方委員)

モリシアの建物の中の一画にあるんです。建物の中に。たばこを販売しているところが、自分のところで始末しているんですね。そういう場所を作って。

(豊崎会長)

それは今回の条例の範囲とはちょっと変わってきますかね。

(榎方委員)

たばこを吸える場所をつくることの必要性として、どうしたってつくらなくちゃいけないんですが。場所と違って大変ですよ。個人のところでどこかでつくってもらうしかないのかなというふうには考えますけど。

(豊崎会長)

喫煙所をつくる、つくらないというのは、喫煙を禁止されている区域の中ですから、モリシアだとちょっと離れてますから、あそこは今回の条例の対象にはならないですよ。民間の施設の中ですから大丈夫ですよ。

(吉見委員)

先日、他市の研修会に参加したときに、その会場がやはり禁煙で、参加された方が「どこで吸ったらいいんですか」って聞いたら「皆さんコンビニで吸ってください」って。ポイ捨てもダメだから、なにしろ皆さんコンビニへ、コンビニへ。となってるんですね。また、別の会場でも「どこで吸ったらいいんですか」って聞いたら「コンビニ」っていう言葉がすぐに出てくるんです。コンビニ以外でたばこを吸える場所ってあるんでしょうか。事例をちょっと。

(豊崎会長)

たぶん、周辺で灰皿が置いてある場所ってそういう所しかないですよ。コンビニか、若しくは大きな店舗の喫煙ルームだとか、そういう所でということになると思います。

(榎方委員)

売っている所である程度、責任もっていただかないと。たばこを売っていて、ここで吸っちゃいけません。て言うのはおかしいわけでしょ。だからそういう所を利用するしかないんじゃないかなとは思いますが。

(豊崎会長)

少し考え方が変わってきましたか。

(櫛方委員)

いや、困るんだけど。でも、分煙できる場所ってなかなかないですよ。だから、売ってる以上は吸う場所というのを責任もっていただいてもいいかなと思うんです。

(遠山健康福祉部長)

喫煙を例外的に認める場所ですが、いわゆる国、県、市が持っている道路、公園等に設置をするという前提で考えたときに、これは市がしっかりコントロールをするように、条例・規則等で縛ることは当然想定しなければいけないと思っています。したがって、ただ灰皿を置いてあるだけで、空間として何の制限もない。そういうものを禁止区域である、市有地につくることを許可することはないという前提でお考えをいただければと思います。

あわせて、一つの参考として。民間は民間の取り組みにお任せしちゃいましょうと。規制としては道路、公園等の公有地に限定します。そこに喫煙できる場所も置いてあげますが、それはきっちりとした箱を置きますと。そういった「箱」になった喫煙所をしっかりと置いておくことで、オープンスペースのコンビニの灰皿に人が行かないという効果も逆に謳えるかもしれません。

受動喫煙に十分配慮をした上での喫煙場所を設置する。それによって吸いたい人はそこで吸える。コンビニでやたらに人が通るところで吸われちゃうよりはいいよねという考え方も、もしかするとあるかもしれない。そんなところも参考意見として。

(豊崎会長)

なかなか箱をつくっているところは少ないですよ。公共の場所では。それが理想ではありますけど、果たしてそういったスペースがあるかという問題も含めて考えていかなければいけないと思います。

(栗原委員)

習志野にはないですが、新幹線の駅のホームにはありましたよね。実際に今、駅の中に、喫煙スペースを設けている駅はあるんですか。

(豊崎会長)

駅のホーム、構内って全部ダメになってませんか。たしかに見ないですね。

(仁王健康福祉部主幹)

確認していませんが東京駅の中に1か所要望して喫煙所を設置してもらったとヒアリングの中でたばこ組合さんから情報提供はいただいております。ただ、通常のホームには今は無いような気がします。

(豊崎会長)

そうですね。今まであったような気がしましたが見なくなりましたね。公共の場所への喫煙所の設置、これ、条例で規定しないと、もうできないわけですよ、新たに設置することは。

少なくとも公共の場所、駅、道路、そういった場所に、どういう場所を使うかは別として、箱をつくって喫煙の場所をつくるかということに関しては、皆さんいかがですか。

(遠山健康福祉部長)

ヒアリングの中では、道路、公園を全面禁煙にする方向で進めています。それで、御要望は何かありますかという聞き方をしています。公共空間が前提となっていますから、道路、駅前も重点区域で縛られますという話をさせていただきました。ただ、そこに箱をつくるのか、ちょっと離れたところに灰皿を置くのかということころまでは御意見としてはいただいております。

(豊崎会長)

ヒアリングの内容はそういうことですので、皆さん、そのへんも踏まえてお考えいただきたいと思います。あくまでも、受動喫煙を防止ということが大前提ですので、そのことを考えて公共の場所での喫煙について、ボックスをつくって許可するかということですね。

(仁王健康福祉部主幹)

ヒアリングには私も立ち会いました。どこにということではないんですが、とにかく吸える場所を用意してほしい。ある団体からは、ある一定間隔ごとに設置しておいて、分煙が浸透してきたらだんだん減らしていけばいいというお話をいただきました。

それから先ほど新幹線の話で、私、東京駅に 1 か所と言ったんですが、新幹線のホームに喫煙ルームを設置している駅が結構ありました。

(豊崎会長)

上野駅は地下 3 階にスペースがあるようですね。あとは地方が多いですね。たしかに、地方はありますよね。駅を出てすぐの所に灰皿があったりしますね。

(鈴木副会長)

そうですね。新幹線ホーム、特急ホームでも、東京、上野、大宮、宇都宮、那須、福島、仙台、秋田。軽井沢に設置してあります。

(豊崎会長)

結構まだまだあるようですね。自分が吸ってないとだんだん分らなくなりますが。先ほどの、ある一定の間隔でという事業者さんもいるということですけども、それは市につくってほしいということだったんですかね。そこはわからないですか。

(仁王健康福祉部主幹)

ヒアリングの中では、どこが設置すべきというのはなかったんですが、設置してほしいと要望されましたので、市で設置してほしいということなんだと思います。

(豊崎会長)

この問題に関してどうでしょうか。世の中の流れとしてはどんどん喫煙所は減っていると思いますし、今回の条例で決める重点区域の中に分煙できる場所を設けるかどうかということに関して、皆さんもう一度お考えをお聞かせください。

結局、市がつくるということでも民間がつくるということでも、分煙

するとしたら新たに箱をつくるという考えですよね。そういうことになりますよね。

(遠山健康福祉部長)

そういう施設を置いて、ある程度に分煙ができるのであれば、置ける可能性を条例上に残しておくということ。つくる、つくらないは別として。

(豊崎会長)

京成大久保駅なんかはみんな裏のところに座ってたばこを吸っています。条例が決まるとそこではたばこは吸えないし、罰則の範囲になってくるといことになります。ですからそういう人たちが吸えるような場所をつくってあげるか。つくってもいいというのを条例として残しておくかという点ですね。どうでしょうか。

(佐藤委員)

京成津田沼駅のマクドナルドの斜向かいにタバコ屋さんがあって、そこに雰囲気の良い喫煙所をつくってあるんです。ワイガヤ通りの本当にすぐ隣で、植木とかもおしゃれに植えてベンチを置いて、灰皿を置いて、吸う人も吸わない人も気持ちのいい社会に。とかそういう張り紙もして、努力しているから認めてくださいと言っているような雰囲気のある喫煙場所があります。

それが、この重点区域の中にあるので、そういうところを特別に、申請があったら許可することがあるのか、それも認めないことにするのか。認めないことにするのであれば、そういう業界というか、そういう人たちには丁寧に説明をして理解をしていただいた上で、条例施行になるのかなと思います。

私はたばこ嫌いですが、そこは努力している感じが見えるので、なるべく譲り合いが必要かなと。

(豊崎会長)

それは、重点区域の範囲内ですか。

(佐藤委員)

範囲内です。

(豊崎会長)

たしかに、重点区域の範囲内には店舗もいろいろありますから。これは、重点区域の中の民有地になってくるわけですね。

先ほどの、駅とか学校とか、そういったところの周辺にコンビニがあったりすれば、そういったところに同じような状況。学校と並んでということになってきますね。

(事務局米納)

実際問題、その場所に関しては、津田沼小学校に通わせている保護者の方から、市の方に苦情というのは結構入ります。

(遠山健康福祉部長)

民有地は規制しないということになると、放っておかざるを得ない。ただし、資料の関係者に求めることというところ、あるいは、指導権限の部分。これによって、市が「いくらあなたの土地でもすぐ人通りがあるところで、これだけの方がたばこ吸うのは受動喫煙防止の観点から、ちょっと困るんですけど」という注意ができるであるとか、あるいは、民有地も規制の対象だからという判断をした場合には、これはひたすら丁寧な御説明をしてその喫煙場所というのを閉じていただくということになるんだろうと思います。

もう一つは、民有地であっても影響が大きいところは十分あるわけだから、民有地も一緒に規制をしてしまいたいということであれば、それはもう、協力を願ってじゃないですね。指導をしっかりと、それに従っていただくような取り組みが進んでいくと。こういう選択にもなるかと思います。

(石川委員)

先ほど、一番最初に公共の場所とか、重点区域の道路について質問したところですが、それは学校でいえば学校の敷地に面している道路ということで理解してよろしいですか。そうしますと、学校の敷地を取り囲んでいる道路の中に民有地ってございますか。

(事務局米納)

一番近い道路の中にはあります。例えば、第五中学校の目の前にはコ

コンビニエンスストアがありますし、津田沼高校のすぐ横にもコンビニエンスストアがある。習志野高校もすぐ近くにあるというようなことはいくらかでもあるかと。

(豊崎会長)

このへんで少し、皆さんの考えをまとめていきたいと思います。まず、①公共の場所ですね。重点区域にある民有地。お店も含めて個人のお宅は喫煙OKということで規制はしない。②重点区域内はすべて禁煙。ですから喫煙所は撤去してもらおうという考え。③今すぐ規制はしないけれども今後の状況によっては指導していく。指導して何らかのかたちで対策をとってもらおうという、3つの選択肢ですかね、今考えられるのは。皆さんの御意見はいかがですか。

(榎方委員)

③ですかね。現時点ではOKとしても、今後指導とか、改善してもらおうということですよ。

(豊崎会長)

それはそれで条例の中に文言として入れられますよね。

(遠山健康福祉部長)

そうですね。今、お手元の資料の中でも、関係者に求めること、あるいは、実効性の担保の指導等というのを現状の案のとおり入れていって、条例施行と同時に、受動喫煙の影響が非常に大きいということがあれば指導しながらという対応になってくるのかと。

(豊崎会長)

そうですね。全部ダメというのは今後ものすごい混乱を招きますよね。市の方も大変になってしまうと思います。条例が守られるということを考えていくと、状況を考えてつくっていかないと、実効性のないものになってしまうってはいけませんから。

時代の流れと共により厳しくなっていくというのは、また今後あるかもしれないですけどね。現状として、どういうふうに考えるかということですね。

(事務局米納)

重点区域の中か外かというところも判断材料になってくるかと思いません。

過料を科す重点区域にはしていないけど、路上禁煙になっている場所に灰皿を設置している所もあるかと思しますので、ここの対応を変えてくるのかどうかというところもあろうかと思えます。

(豊崎会長)

重点区域の中にある所だけOKして、例えば道路に面してるコンビニは重点地区の中じゃないからダメですよというような条例というのはなかなか難しいですね。

(事務局米納)

重点区域内だけ設置しないでね。みたいな形には書き分けることはできます。逆に、重点区域だけ置くことを認めるよというのはなかなか難しい。書ける、書けないというよりも、理由づけとしてなかなか難しいかなというところはございます。

(豊崎会長)

ですから、例えば、個人の店舗内等は分煙ということはOKという話になるわけですね、今の条件からすると。それで、後々問題が起こるようだったらそこを指導していくということになるんですかね。例えば同じような店舗があって、重点区域に接してる所だけ、あなたのところはダメです、こっち側はいいですよと、はっきりと線が引けますか。

(事務局米納)

それは、条例上は問題なく。というか、特に守らなければいけない場所として重点区域を設けるので、その中には受動喫煙させるようなものは設けないでねという書き方はできますし、指導の方としてもやりやすいということになります。

(豊崎会長)

皆さん、頭の中整理できてますか。大丈夫ですか。

では、決を採らせていただいてよろしいですか。

まず、分煙するスペースということに関して「認めない」という方は

どうでしょうか。いらっしゃいますか。

【挙手なし】

では、喫煙しても良い場所を設けておくという考え方。それに関しては皆さんよろしいでしょうか。反対の方、いらっしゃいませんか。

そうしましたら皆さん、全面ダメということではなくて、分煙ということは受け入れていくということでもよろしいですね。

そうした場合、どういう条件だったら良いかということになってくると思うのですが、今と同じように、ただ灰皿が置いてあればOKなのか、それとも箱をつくらなければいけないのかというのは結構大変なことなんですよね。外で箱つくってるところって、他のところでもなかなか無いですよ。

(仁王健康福祉部主幹)

私の方で事例を押さえているのは、まず、商業スペースの一画を使って、完全に箱、箱というか部屋です。部屋としてあるのはショッピングモールなんかによくあります。それと、何回か話題になっている千代田区。こちらも、有料の公衆トイレの横に、これも建物の中ですが、部屋として、完全に囲われた喫煙室がございます。

それから千代田区はもうちょっと緩く認めておりますので、壁が置いてあったり灰皿が置いてあったりするだけの所もございます。

壁でということであれば、駅前であっても県内に、8市18か所。例えば、浦安市ですと、東西線の浦安駅、県外だと大きいのが錦糸町の駅前に、ガラス張りの大きい壁だけ、上は開いていますが、そういった喫煙所は設けてございます。

屋外で完全に密封された箱が置いてあるというのは、今のところ情報は持っていません。ただ、千代田区や港区で、完全に密閉できるものというのは屋内の一画につくってあるものが比較的多くて、屋外に置いてあるものは壁をたてて、煙は上に抜けるということなので、その煙が壁に沿って上がって行って拡散するので、臭いは若干残っても身体への影響は少なくなりますよということで壁をたててあると。

また、今度、オリンピックにあわせて、千葉市が海浜幕張駅に、高架下という言い方しか聞いてないんですが、高架下に指定喫煙場所というかたちで、これも屋根は無いんですけど高架下なんで雨には濡れないの

かなと思うんですが、完全に囲ったかたちではないですが壁を付けた結構大きな喫煙所をつくるという情報は入っております。

(豊崎会長)

たしかに錦糸町には壁があってというのがありますよね。そういうスペースであったならば、あまり周りの人も気にならないのかなと思うのですけど。

前も話しましたが、販売機の所のスペースにコの字型に販売機が並んでいて、その真ん中に灰皿とベンチが置いてあって、そこですごい勢いでたばこを吸っている所が都内にありました。最近はどうかわかりませんが。すごい臭いがして、そういうのは分煙のスペースをつくっていると言えはつくっているんですが、それだと周りに拡散してしまいますので、ちょっと問題があるかと思います。

では、皆さん、一応そういうスペースをつくって分煙ということに関しては、許可をするということによろしいでしょうか。その場合は、一定の条件ということに関しては、ただ灰皿だけではなくて、何か遮蔽するものがあつた方がよろしいということでしょうかね。遮蔽するものを置かなければ絶対に喫煙させちゃいかんという意見なのか、努力義務みたいなことで遮蔽するものをつくってくださいとかたちにするのかどうか。現状、コンビニなんかですとスペースをつくってというところはどこにも無いですよ。みんな青空でたばこを吸っているようなかたちですよ。

(栗原委員)

フリースペースだと、風の影響でかなり煙が流れるんですよ。ですので、どんな簡易なものでも壁はあつた方が、周りの受動喫煙という観点からすると良いと思います。まったくのフリースペースはちょっと、アウトかなというふうに思います。

(豊崎会長)

その場合は、喫煙スペースをつくる所に壁をつくってもらうということになりますかね。

(事務局米納)

ちょっと参考になるかどうか。今も、あるはあるんですけども、今

後、健康増進法改正にあたりまして国の方からおそらく、喫煙所を設置する場合の一定の設備基準というものが公表されてくると見込まれます。なので、それに合わせるというのが一番簡単ではあるんですけど、それがいつ出るのかというところまでは・・・、参考までにとということになります。

(豊崎会長)

たしかに、そういう基準があれば話は一番簡単ですよ。

(遠山健康福祉部長)

この審議会の中で、設置基準まで明確に御審議いただく必要はないと思います。そういったものを参考に、条例が施行されれば受動喫煙防止だというのが看板としてできるわけですので、行政の責任の中で基準を満たさなければ喫煙所とはみなさないという線引きはしていかなければいけないと思いますので。

(柏木委員)

市役所の方にお聞きしたいんですが、たばこの税金が習志野市にも結構な額が入っているんじゃないかと。当然それは市の予算の中にも組み込まれていますよね。もし、差支えなければ、どの位入っているんでしょうか。

(菅原健康福祉部次長)

はい。10億円弱だと思います。

(柏木委員)

そのうちの一部を使って、新しく分煙のための、簡易なものを設置できないことはないんじゃないかなと。逆に、たばこを全面的に禁止したら、その10億円位がまったく入らなくなるわけですよ。だから、そのへんのことも考えて。

もう一つは、たばこを売ることによって商売にしている人もいますから、そういったことも考えたらやはり全面的に禁止とか、そういうことは考えない方がよろしいんじゃないかなと思っています。

(豊崎会長)

どうもありがとうございます。だいぶ皆さんの考え方も固まってきたかなと思うんですが。そうしましたら、一旦ここで整理をして最後につなげていきたいと思えます。

まず、公共の場所における喫煙の禁止。特に、不特定または多数の人が利用する場所。特に民有地ですね、コンビニや駐車場、そういったものに関してもすべて禁煙にするかということに関しては皆さん、そこは分煙するスペースをつくって喫煙は可とする。ということで、だいたいお考えは一致しているのではないかと思います、それはよろしいでしょうか。

そうした場合に、喫煙を可とするということに関して、どういった状況で可とするかについては、ただ灰皿を置いただけではなく、ある程度分煙できるような努力をして受動喫煙防止に努めてほしい。というかたちでよろしいでしょうか。

その場合、どういった箱にするかは、国が方向性を出していただければ、それに沿っていけばいいということです。市がそれに対して助成金を出すかどうか、それに関しましては市で判断ということになります。

分煙は可として、努力義務のようなものをつくっておいて、条例としていく。ということで、よろしいでしょうか。

また、これが重点区域だけなのか、それとも全面、道路に面した所も含めてということかに関してですね。そこはどうでしょうかね。

いわゆる公共の場ということで、多くの人が集まる場所。何度も言いましたように民有地で、コンビニとか商店ですね。そういったものがほとんど対象になってくると思うんですが、それが先ほどのたばこ屋さんのような重点区域とか、そういう所にあるところだけを規制するのか、それとも、基本的には禁煙になってる道路に面してますから、そういったところも分煙にしていくようにするのか。そこはどうですかね。

道路に面していても重点区域でなければまったくフリーにたばこを吸っていても良いということにするのか、それともそういうところも含めて分煙に努力してもらうようにして、何か衝立なりをたてることが望ましいと考えるかどうかですね。

(栗原委員)

先ほど、最初の目的のところ、受動喫煙のないまちづくりというかたちで、結局、ある一定の範囲内だけではなくて習志野市全体で考えた方が、受動喫煙防止に関しては広く効果が上がるのではないかなとは思

います。

(豊崎会長)

あくまでもこれは禁煙ということではなくて、受動喫煙が大前提ですので、今の御意見はごもっともだと思います。

他の、反対意見等はございますでしょうか。

(石川委員)

私は先ほどこのパターンCというなかたちで進んできているわけなのですが、ある程度、公共の場、重点区域ということで絞って、今回考えていいんじゃないかなと私は思います。

(豊崎会長)

今のは、重点区域外の道路に面しているコンビニエンスストアとか、そういったところは対象外ということでしょうか。

このパターンCですよ。公共の場所ということで、道路に面している店舗、今の意見はそういったところは重点区域でなければ規制の対象外にして、重点区域内は規制するということですよ。石川委員の御意見は。

栗原先生は、受動喫煙防止ということから考えれば公共の場所はすべてということですよ。

最初の定義のところ「公共の場所」の定義が、市内の道路や公園などのほか、不特定または多数の人が利用する場所、屋外に限る。ということで、赤枠で囲われていますが、このところのコンビニエンスストアでありますとか、大きな商店の駐車場でありますとか、そういったところになってくると思うんですね。ただ、受動喫煙の防止ということから考えますと、本来であれば、不特定多数の人が利用する場所であれば、そこは禁煙の区域になってしまうんですけど、一応そういう店舗のところは、分煙ということも考慮する、ということですよ。その場合には、ただ単に灰皿を置いただけではなくて、何らかの措置を施してほしいというのが我々の考えということだと思います。

ですから、重点区域以外でもそういったことになると思うんです。ですから、石川委員の考えと、たぶんあまり変わらないんじゃないかなと。公共の場所ということから考えた場合は。

(石川委員)

公共の場所の範囲内の不特定多数の人が集まるところでの喫煙については、コンビニとか条件を付けねばということですよ。

(豊崎会長)

ですからそこは同じ考えでよろしいですよ。

それでは、ここで一回、最初からまとめさせていただきます。

まず、前回のまとめの資料の赤枠部分ですけれども、これに関しましては、まず手段のところパターンCということですね。

公共の場所における喫煙の禁止というのも、この場合、パターンCですので、人がいる、いないに関わらず、喫煙は不可になるわけです。

公共の場所と言った場合に、不特定多数の方が集まるコンビニエンスストアでありますとか、商店、そういったものは、例えば公共の場所、道路とか公園とはちょっと違って、そこは分煙を認める。ただし、その場合には、何らかの分煙のための措置を施してほしい。それで、あまり極端なケースには市から指導を入れる。このような内容でよろしいでしょうか。

そうしますと、だいたい意見もまとまったと思います。

それでは、最後に事務局から連絡事項がございますでしょうか。

3. その他

(関口健康支援課長)

それでは、基本的な考え方については、ある程度方向性が定まってきたのかなというふうに思っています。この、まとめたもの、整理したものについて次回の審議会でお示しいたします。そのあと、答申というかたちでいただきたいということで考えておりますので、その日程については追って御連絡させていただきます。

4. 閉会

(豊崎会長)

これで、平成 29 年度第 4 回習志野市健康なまちづくり審議会を終了いたします。本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。